



鳥取県公報

平成 28 年 3 月 25 日 (金)
第 8 7 8 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (200) (観光戦略課) 2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (201) (水・大気環境課) 2
	調理師法による調理師試験事務の全部の委任 (202) (くらしの安心推進課) 3
	県道の路線の認定 (203) (道路企画課) 3
	県道の区域の決定 (204) (〃) 3
	県道の区域の変更 (2 件) (205・206) (〃) 3
	国道の供用の開始 (207) (〃) 4
	県道の供用の開始 (2 件) (208・209) (〃) 4
	自動車専用道路の区域の指定 (210) (〃) 5

告 示

鳥取県告示第200号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成28年度「蟹取県ウエルカニキャンペーン」情報発信業務プロポーザル審査会	平成28年度「蟹取県ウエルカニキャンペーン」情報発信業務に係る受託者の選定に関する事項	平成28年4月15日から同月28日まで	観光戦略課

鳥取県告示第201号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

境港市

2 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 境港市公共下水道

3 事業施行期間

昭和58年11月29日から平成34年3月31日まで

（変更前 昭和58年11月29日から平成28年3月31日まで）

4 事業地

（1）収用の部分

変更なし

（2）使用の部分

追加する部分

境港市外江町字下大草沢、字廻沢、字六郎右衛門堀、字大沢木下、字下米山、字桑木原、字原、字道正堀、字千本小松、字上米山、字上廻沢の各全部及び字宇計、字渡道、字原灘林、字西原灘、字上原灘、字寺田堀、字大草沢、字下野山の各一部並びに芝町字西中曾根の全部及び字芝荒神東、字芝前、字下大曾根、字上大曾根の各一部並びに西工業団地の一部並びに森岡町字西北、字天神、字堂西、字大曾根、字荒神の各全部及び字中北、字天神堀、字横川、字下道の各一部並びに渡町字東米山、字西米山、字上千本小松、字下千本小松、字千法講松、字狐塚、字大下、字八幡、字田代沖、字取溝、字外江道、字陣場本、字板橋、字深田、字堀内、字下小堀、字曲畑、字上香澄、字堂田、字姉子畑、字宮ノ脇、字堂ノ下、字梨子ノ木、字下網場、字下ノ垣、字堂前、字宝財、字庄司名、字宮ノ前、字平沢、字才次郎畑、字上大陣場、字金丸ヶ岡、字中道、字丸垣、字御崎田、字上網場、字榎畑の各全部及び字岡下、字野山西、字中坪、字下田表、字大松山、字貝柄塚、字貝柄塚灘、字下大沢、字中藪、字堀屋敷、字上ノ袖、字下ノ袖、字下ノ垣灘、字下網場灘、字横土手、字塚本灘、字塚本、字八幡灘、字栄郷田の各一部

変更する部分

境港市米川町の全部並びに清水町字於曾池の全部並びに森岡町荒神東、字新道の各一部並びに渡町字辻堂、字中小堀、字下大陣場、字上小堀、字寺東の各全部及び字大草沢、字山寺の各一部並びに竹内町字清助田、字藪田原の各一部

鳥取県告示第202号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第2項に基づき、指定試験機関に調理師試験を次のとおり委任するので、調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第2条の2第1項の規定により告示する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定試験機関の名称
公益社団法人調理技術技能センター
- 2 主たる事務所の所在地
東京都中央区日本橋堀留町二丁目8-5
- 3 試験事務を取り扱う事務所の所在地
東京都中央区日本橋堀留町二丁目8-5
- 4 行わせることとした試験事務の範囲
試験事務の全部
- 5 試験事務を行わせることとした年月日
平成28年4月1日

鳥取県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、平成28年3月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
327	鳥取空港賀露線	鳥取空港	鳥取市賀露町西	

鳥取県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、国道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年3月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
178号	岩美郡岩美町大字浦富字姥ヶ懐2973地先から同大字字宇和田23-1地先まで	15.1~126.1	1,851.0

鳥取県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年3月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変 更	区 間	敷地の幅員	敷地の延長

	前後別		(メートル)	(メートル)
網代港岩美 停車場線	変更前	岩美郡岩美町大字浦富字下前田600-1地先から同大字字穴ノ前629-7地先まで	8.6~39.6	391.0
		岩美郡岩美町大字浦富字外池田1111-33地先から同字1111-47地先まで	9.2~13.7	50.0
	変更後	岩美郡岩美町大字浦富字下前田600-1地先から同大字字穴ノ前629-7地先まで	12.2~71.2	363.0

鳥取県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年3月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取河原線	変更前	鳥取市古海字中河原東195-3地先から同市菖蒲字鳥居罫27-2地先まで	6.0~24.0	1,089.0
		鳥取市古海字中河原東195-3地先から同市菖蒲字鳥居罫27-2地先まで	11.4~36.0	1,140.0
	変更後	鳥取市菖蒲字西海士492-2地先から同市菖蒲字深免150-1地先まで	6.0~29.3	637.0

鳥取県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年3月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
178号	岩美郡岩美町大字浦富字姥ヶ懐2973地先から同大字字宇和田23-1地先まで	平成28年3月26日

鳥取県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年3月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
網代港岩美停 車場線	岩美郡岩美町大字浦富字下前田600-1地先から同大字字穴ノ前629-7地先まで	平成28年3月25日

鳥取県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年3月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取河原線	鳥取市古海字中河原東195-3地先から同市菖蒲字鳥居畷27-2地先まで	平成28年3月25日

鳥取県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の区域を指定するので、同条第4項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年3月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
一般国道	178号	岩美郡岩美町大字浦富字姥ヶ懐2973地先から同大字宇和田23-1地先まで	平成28年3月26日